

各位

平成 27 年 7 月 3 日  
放射線取扱主任者

放射光科学研究施設における放射線障害防止法施行規則  
第 22 条の 3 項の適用について

放射光科学研究施設において、放射線障害防止法施行規則第 22 条の 3 項に基づき、下記の期間、下記の管理区域を管理区域でないものと見なし、周辺監視区域と同様の出入り管理を行うことをお知らせします。

1. 期 間：2015 年 7 月 6 日 から 2015 年 10 月 12 日まで
2. 場 所（図 1 参照）：
  - a) 放射光科学研究施設・光源棟 2 階・サービスヤード
  - b) 放射光科学研究施設・光源棟 2 階・搬入前室

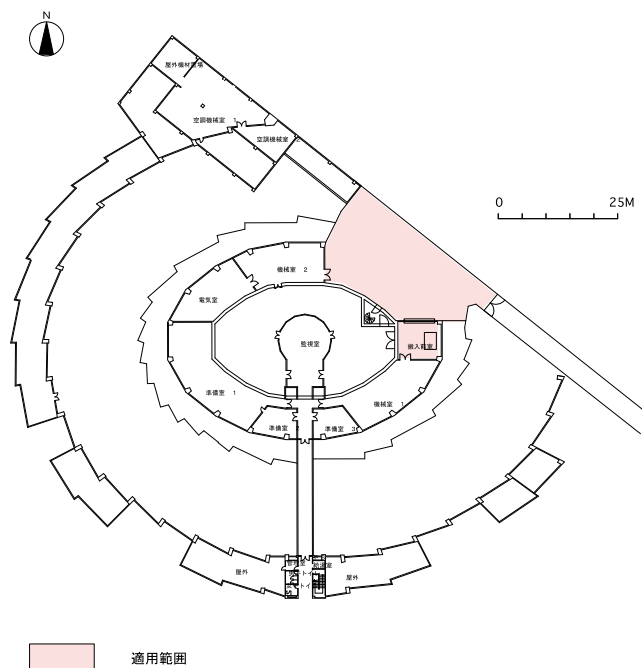


図1 放射光研究施設 2 階平面図

---

配布先

機構長、

（素核研）所長、副所長

（加速器）施設長、総主幹、各主幹

（物構研）所長、副所長

（共通）施設長、各センター長

当該発生装置責任者、各区域放射線担当者、管理室員、  
安全衛生推進室、施設部、各研究施設事務室